

# ドイツにおける政党・議会と政治資金調達をめぐる 憲法理論の枠組み(3)

篠原 巖

はじめに

本稿で取り上げるのは、ドイツ連邦共和国でフリック・スキャンダル事件を契機に、この事件にかかわるテーマを主として、政治学者たちが寄せた諸論稿のうち4篇である。政党の大口寄付による資金調達に関するスキャンダルであった関係で、各論稿ともそれに合わせ論議を展開している。したがって、政党の資金調達については、限定的にしか扱われていない。しかし、各論者の展開しているテーマは多岐にわたり、濃淡の差はあっても、深く検討しているのど、とくに政治文化における政党の在り方・問題性を民主主義の発展の視点から論じている論稿を選んで紹介し、それらの意義をさぐってみた。わが国の問題を解明するうえで、参考になると思われる。

この論文集は、ザールラント・ラジオ放送局の科学スタジオが、「ドイツ諸政党の変遷」と題して放送したものがもとになっている。したがって、文章化されていても、それぞれに講義調である。各論者が、一般市民の聞き手に向かって、時事問題の学問的解明をどのように伝えているか、という興味もそそられた。ラジオ放送を通した政治教育・政治学習、その内容一彼我の違いには、驚くばかりである。

## 1. 政党の資金調達—とくに大口寄付の問題性

フリック・スキャンダルを、「ドイツ戦後史における最大の政治的事件」で、「ここ10年の間に明るみに出た政党資金調達をめぐるスキャンダルが全体となす氷山の頂点」と見るP. レシェは、政治における金の問題を、議会制民主主義と政治文化の根源に溯る問題と、深刻に受け止めている<sup>(1)</sup>。

そこから出発するP. レシエの問いは、「ドイツ連邦共和国（以下では、BRDと記す）では政治家は買うことができるのか?」、「政党が、大口寄付と、それと結び付いた影響力と圧力を行使する企てに対して抵抗力があるか、それとも感染しやすいか?」、「政党がいかなる源泉から資金調達をするのか?」の3つである<sup>(2)</sup>。

そこでまずP. レシエは、名望家政党と国民政党という2つの政党のタイプに沿って考察する。党员七万五千人で、手工業家、医師・歯科医、教師、事務職員、官吏に支持される名望家政党FDP（自由民主党）に対して、国民政党（構成員＝党员政党）であるSPD（社会民主党）とCDU/CSU（キリスト教民主同盟・社会同盟）が対比される。後者はともに、百万人を越える構成員を抱えているが、CDU/CSUも、60年代までは名望家政党であった<sup>(3)</sup>。このようにP. レシエは政党のタイプの違いに着目して、政治における金が、議会制民主主義、さらには政治文化に、いかなる意義・作用をもつかをたどっていく。

財政の必要を充たすために、政党は資金調達をするが、P. レシエによれば、名望家政党の方は、資金調達基盤が比較的狭く、それに対して、国民政党の方は、寄付、構成員会費（党費）、国家助成金で比較的に同等に充たす。それゆえ、名望家政党は、国民政党よりは大口寄付とそれと結び付いた政治的影響に対して抵抗力がない<sup>(4)</sup>。

しかし、BRDでは、周知の事実となっていることであるが、過去にはすべての政党が大口寄付を求め、かつ成功したが、憲法、法律に違反して、住所・氏名・金額の公開をせず、そのうえ迂回路をへて「洗濯」されたり、「匿名」で、「公益」や「経費」の指定を受けて、税控除さえ享受していたのである<sup>(5)</sup>。

そのような経験を総括して、P. レシエは、大口寄付の政治的含意を2つにまとめている。すなわち、①寄付者の側での特定の政治的期待と結び付いている、②党内民主主義を脅かすのに寄与している、である。後者は、大口寄付がほとんどの場合連邦執行部におこなわれ、選挙戦費用の国家補償からの資金と

ともに、執行部の資金調達となることによって、政党幹部が、構成員会費と小口寄付からはるかに独立して資金調達をしていることになる<sup>(6)</sup>。

この認識は、政党の危機を論ずる論者に、多かれ少なかれ共通しているが、政治と金の関係のあり方としては、収入における大口寄付は、政党の幹部を一般党员から引き離すのみならず、その支持者＝国民からも離反させることによって、政党の寡頭制化を促進させると同時に、民主主義の土台を政治から疎外させる効果を発生させていることを重大視している。政党の性格との関連では、構成員政党たり得ていない名望家政党であれば、政党全体として、国民政党であれば、政党執行部に、大口寄付への依存・従属による政治の方向づけが生じていることが、比較的には問題となる。

そこでP. レシェがあらためてたてる問いは、「政治的合理性のある政党の資金調達は？」というものである。

彼は、まず政党の資金調達に関する批判的な論議を、2つの傾向に識別している。一方は、政治腐敗を生み出す政治的現実の根深さに、何らかの規律により抑制するのは無理だとする見解である。すなわち、「政党と選挙戦の資金調達はもともと規律し得ないものであって、政党と候補者への寄付、とくに企業やその業界団体からの寄付は、つねに『利害関係のある金』、すなわち利害、相応の影響力行使の挑戦および政治的圧力と結合しているものであるから、このような金は名宛人に届くよう、つねに方法を見つけだしてしまおうだろう」<sup>(7)</sup>。この見解を表明しているのは、若干の政治学者に加えて、政党の会計責任者であることに、注目させられる。

他方は、政治腐敗の根深さを認識しつつも、政党の危機、議会制民主主義の危機、政治文化の欠陥を克服しうる方法を探ろうとする見解である。すなわち、「政治的モラルは、痛い目にあってきたし、政党への嫌気も増してきて、議会制民主主義の痛いところを衝かれてきたが、われわれの政治文化にとって決定的なのは、外見上規律しえないものをいかに規律するかであって、規律が設定されたときにのみ、規範からの違背は認識されうるし、訂正されうる」<sup>(8)</sup>。

後者の見解の傾向に属するP. レシェは、政治的合理性を有する基準による規律とその規律を担保する機関を提案している。規律の原則として列挙された項目を紹介しよう。①政党が、生活力をもっていること、②したがって、政党の不可欠な任務を遂行するのに十分な金を、政党が自由にできること、③政党と政治家が、産業や団体から、だがまた国家から独立していること、④入手した資金は党内で、意思形成が下から上へ可能になるように、また少なくともそれが困難にされないように配分されること、⑤政党間の機会の平等は、政党が相互に有権者をめぐって競争する場面で、存在すること<sup>(9)</sup>。

これらの原則を具体化して立法化し、その法律を「実行に移し、すなわち厳守し、コントロールするために、監視機関の設置」が必要とし、監視委員会を提案する。この委員会は、選出方法、権限の上で、議会と政府のみならず、どの党派からも影響をまったく受けないように工夫されているし、告訴人になりうる資格も与えられている。委員は、連邦憲法裁判所裁判官と同様、連邦議会の特別多数（2/3以上の賛成による議決）によって選出され、政党の資金調達を自ら調査する権限をもち、政党の会計報告の審査権をもつべきものとされている<sup>(10)</sup>。

政党の大口寄付による資金調達が生み出す腐敗とその効果に対する批判が、政治と金の問題に関していかなる提案にまで行き着いているかを、P. レシェの議論を1例として紹介してきた。

## 2. 政党の必要性

つぎに、P. レシェの考えた問題の、さらに根元にある問題、「何のためにわれわれは、そもそも政党を必要とするか」を論ずるC. G. von クロッコウ（以下、v. クロッコウと記す）の、本稿の関心にかかわるところを取り上げてみたい。

v. クロッコウが、政党のそもそもの必要性を考えるにあたって、考察の対象にしているのは、政党をめぐって歴史と現実が直面して来たとし、直面してい

るジレンマである。

すなわち、歴史において、全体である社会のそれぞれ部分である政党を、そうであるが故に否定的にみるさまざまな例証、したがって、統一（単一）、全体の調和あるいは公益の名の下に唯一の真理、世界観を絶対化した多くの例証がある<sup>(11)</sup>。ドイツの例としては、「官憲国家からの、われわれの政治文化の負の遺産＝一致や超党派的なこと」の優先（ヒンデンブルク・シンドローム）であり、ナチス・ヒットラーであり、ワイマール時代の世界観政党の対立という政党状況である<sup>(12)</sup>。また、「政党は、ひとつの、いや、絶対的に中心的な地位を占めているし、政党無しには国民の意思形成は全く存在しないであろう。少なくとも実際に実効性のあるものになり得るであろうような国民の意思形成は、存在しないだろう。あるいは、言い換えてきつく言えば、政党によって、かつ政党の内部で初めて、国民の意思が、たんなる思いや床屋談義を決定的に越えて、実際に政治的なものに凝縮される」<sup>(13)</sup> という、現実がある。さらに、さまざまな動機から行われる市民イニシアチブや市民運動が政党の外部にあるが、一時的であり、個別問題限りのものである限り、政党に取って替わる存在にはなりえない、という現実もある<sup>(14)</sup>。

v. クロッコウが措定するジレンマは、要約すると、一方に、ボン基本法20条が掲げる、国民主権原理＝「すべての国家権力は国民から発する」があり、他方に、過去から現在に継続している、国民から遊離している政党状況があるが、それにもかかわらず、政党抜きには政治運営は考えられない、ということにある。

BRDにおいては、60年代以降、各種の社会的、政治的運動が盛んとなって、「市民意思の台頭」が語られるようになると、政党はそれぞれに、これらの運動を取り込む努力をして来た。この過程で、CDUも保守政党でありながら、国民政党＝構成員政党となっていた。その結果、国民政党は、内部のさまざまなフラクション、さまざまな利益団体や地域的グループの不安定な連合をなすようになった。紛争は、政党間のみならず、政党内で調停されるが、組織の大

きさ、職員の高学歴化と専門職化とともに政党指導者の力が増大していき、少数者の支配が問題とされるようになった<sup>(15)</sup>。

こうして、政党が、国民から遊離するとともに、政党指導者と一般党员の間も遊離する傾向が強まった、ということである。

v. クロッコウは、ここまでの考察の中間的な総括を2つにまとめている。1つは、「現代の大衆社会において、国家権力が国民から発すべきものとすれば、このことは、實際上、かつ現実適合的には、諸政党の助力があつてのみ組織される」。2つは、「ありとあらゆる形態の独占支配において待ち構えている危険、権力および人間の尊厳の破壊を阻止するためには、開かれた2政党システムまたは複数政党システムを必要とする」<sup>(16)</sup>。この条件を満たす政党の在り方が、彼の要求である。したがって、彼は、政党内部にいる構成員に民主主義の担保を見いだそうとしているのである。そして、世界観政党や名望家政党の長所と国民政党の長所を合わせもつ政党をイメージして、政党が、「骨のある、独立した人格をもつ者を選ぶこと、その独立性を議員としても保持すること」によって、基本法38条1項の「議員は、…全国民の代表であつて、委託および指図に拘束されることはなく、自己の良心のみに従う」の、いわゆる自由委任が保障されるような政党と議員のあり方を求めている<sup>(17)</sup>。

しかしv. クロッコウは、名望家政党的政党の再来では、フランス第4共和制の議会の歴史的実例が示すように、議会アナーキズムが再現されることが予測されるので、時々議会の多数派または連合が、活動能力を有する政府を作る（基本法上要求されている）という、議会制民主主義における主要任務を果たすためには、適切な多数派規律を必要とすることを認めざるを得ない<sup>(18)</sup>。

政党の、現代大衆社会における議会制民主主義に登場し、それ自体では統治を組織しえない国民に代わって、しかも国民と繋がり続けつつ、政治運営をする、そのようなあり方、しかも議会を舞台とする限りでの政党を模索した結果、v. クロッコウが辿り着いたのは、「政党が必要であること」、しかも「憲法に適合的な政党が必要であること」、そして、エドモンド・バークの「われわれの

憲法は、まわりを険しい断崖と深淵に囲まれた不安定な均衡のうちにある」という言葉の引用が示唆しているように、そのような政党は、不安定な均衡において存在・活動するものと認めること、であった<sup>(19)</sup>。

v. クロッコウの議論は、結論はごく当たり前なところに落ち着いているが、政党の否定的な面と、政党に対する否定的な態度を、歴史的比較検討を通して批判的に吟味して辿り着いた確信であるところに、その意味があると思われる。現代のBRDで、国民の立場にあくまで固着しながら政治の問題、政党の問題を深く自問自答する学問のあり方からも学ぶところが、多い。

### 3. 政党と政治文化

つぎに同じくv. クロッコウが、ドイツの政治文化の中で、歴史と現状を貫いて、政党が民主主義の政治システムに適切に据えつけられていない原因を解明し、その原因除去の処方箋を提案している論稿を紹介しよう。

v. クロッコウが、政党の扱いにおいて政治文化の、いわば病理としているのは、象徴的にヒンデンブルク症候群と名付けている現象である。ヒンデンブルク症候群の診断およびその治療法＝紛争の認知とそのゲームの規則の提案が、論稿の骨子である。

ヒンデンブルク症候群とはいかなるもので、ドイツの政党に対していかなる災いをもたらしてきたのか？そのことが、政治文化にどんな後遺症を残しているのか？

カイザーの元帥であったヒンデンブルクは、1925年にワイマール共和国の2代目大統領に選出されたとき、記念のコインが作られたが、このコインの一面に新大統領の言葉「祖国には両手を、だが政党には何も」が刻印されていた。

v. クロッコウは、この言葉を発したヒンデンブルクに、自国の政治文化の病理を象徴させたのである<sup>(20)</sup>。

官憲国家の政治的文化からの負の遺産としてのこの病は、単一（統一）と超党派性を金科玉条とし、調和と牧歌的生活という非政治的夢想を政治の目標と

するもので、この病にかかっている国家は、政党を、古くは、ぼろくず、いい場合で必要悪、悪くすると悪魔の化身とさえ呼び慣わしてきたが、表面的な符号は変わっても、その後もずっと政党に対する基本的態度は変わらずに、政党そのものを歪める作用をして、政党をして、偽って祖国または憲法の聖杯の擁護者としてもったい振るようにならせたのである。v. クロコウがこの経過の中から問題として取り出すのは、政党が歪められたことだけではなく、むしろそれ以上に注目したのは、「その際、調和の要求が、紛争を尖鋭化して、これを言わば毒殺して」しまい、「それと引き換えに、節制と妥協の準備をゲームの規則の枠内に囲い込む、紛争の政治文化が、広範囲に欠けている」こと、である<sup>(21)</sup>。政党の本来の機能が発揮されるべき舞台である紛争、社会のうちにある多様な見解や利害が実現を求めれば当然に生ずる紛争が抑えこまれてしまっていたことに、v. クロコウは、官憲国家の果たした機能をみているのである。ここにすでにゲームの規則が登場しているが、これは後に詳述することの予告である。

v. クロコウの官憲国家像は、「官憲国家の生存条件にあたるのは、この国家が、公共の福祉の擁護者と自己表象し、臣民の政治的干渉は邪魔であるに過ぎず、臣民の無知と対照的に、専門家の知識、官僚団の専門知識を備えている」<sup>(22)</sup>という叙述に端的に示されている。19世紀の官憲国家の病理が20世紀を通じて引き継がれて来たことに着目して現代政治文化の問題性を探り出そうとするv. クロコウは、現代の市民の意識と行動が官憲国家的後遺症と避けようもなく衝突し、その結果、欺瞞性を明確にしていくことに注目する。

市民は、「干渉がますます気に入る」、「政党や団体、野火のように広がってゆくすべての種類の市民イニシアティブや市民運動に携わって」いき、現代社会には、「動き出そうとする見渡しがたく多様な見解と利害が存在」し、人間は、「絶えず政治の決定、行政の措置を自らにかかわるものと感じ、今や、小さくは幼稚園や環状道路、あるいは大きくは、失業や平和保障が問題である」<sup>(23)</sup>と、言う。これに対して、官憲国家は、「これまでと同様に、その独占権を主張しよ

うとし、したがって不可避免的に自ら政党（党派）となって、自らの市民に対して「抑圧政党」になってしまい、ワイマール時代にG. ラートブルッフが、『超党派性は官憲国家の重大な錯覚である』と定式化したようになってしまった<sup>(24)</sup>。

この事態に直面すると、v. クロッコウによれば、相い続くきわめて重要な2つの問いへの回答を迫られることになる。1つ目は、2者択一の選択である—1つの選択肢は、「古い権威主義国家が、引き続いて、すべてを包括する権利を有する唯一の政党によって支配される全体主義国家に展開する」というもので、他は、「民主主義的自由という象徴において、多様さがはっきりと出番だと引き出され、多様さが正統と承認される」というものである<sup>(25)</sup>。多様さの具体的な担い手が、さまざまな見解や利益が自らの政治的実現に向けて組織される政党とされるのは、当然である。後者の選択肢を選ぶことが、歪められた政党ではなく、本来の政党の発生の契機とされ、ナチス・ドイツへの道や、東陣営の社会主義諸国の道は、前者の選択肢を選んだ結果であった、とv. クロッコウは考えている<sup>(26)</sup>。もちろん第二次大戦後のBRDは、前者の選択肢を選んだのである。

2つ目の問いは、v. クロッコウが、現代のBRDにおいて、政党にかかわって民主主義の発展を期するのであれば、課題として明確に意識しなければならないとする問い、この論稿の主旨を提示する契機となる問いである。すなわち、「破壊的な暴力が手を伸ばして公的団体を損ねないで、どのように紛争を扱うべきなのか、どのように紛争を解決すべきなのか」という、問いである。v. クロッコウの解答は、「われわれには、ゲームの規則が必要である」<sup>(27)</sup>。続いて、彼は、ゲームの規則とその前提条件、規則実施の政治文化上の難しさを順次に詳説していくのであるが、これは、現代BRDの民主主義の発展の中での古い障害物の克服という観点からおこなわれている。

各種のスポーツのゲームと、ゲームとしての共通性を説明した後、v. クロッコウは、政治的なものの場合のゲームの2つの基本規則、①普通選挙から登場する議会多数派と、彼らによって担われた政府が、決定の任に就くこと—これ

は、統治しやすさの保障で、少数派が受け入れなければならないこと、②この決定権限は、期限付で与えられているに過ぎないこと—少数派が自らの見解を宣伝し、それによって多数派の境遇に変化するチャンスを生かす可能性が、少数派に留まること、を提案するが、これら基本規則の順守は、多数派、少数派双方に求められる前提条件にかかっている、極めて微妙で、危うい規則であると考えている<sup>(28)</sup>。

前提条件は、3つに整理されている。①信頼の前払い—歴史的経験から生ずるものである信頼は、暴力が経験の地平を規定していたり、暴力が政治文化を刻印づけている場合には、民主主義を貫く、あるいは発展させるには、困難を伴うが、独裁への抵抗力がなかったり、政党が無意識に全権力を求めがちだから、②多数派と少数派の時間制ゲームにおいては、少数派が、自らの見解を宣伝する、縮減されないチャンスをもち、維持することが、決定的に重要である—というのは、この条件の下でのみ、少数派が順応することを、少数派に要求することができるのだから、③民主主義的なゲームの規則のシステムは、「たんに形式的」であること—自由は形式性に依存している、「指導者」や支配的な国家政党は、反論の正統性や異なることの正統性を否定する、多数派は絶対的なものの魅力に屈するのは許されない、多数派の決定権限が形式的であって初めて、決定の間違いや、法律の無意味さを指摘しうるし、その訂正に向かってたかかいうる、少数派は、あらゆる機会に一種の緊急事態を宣言したり、多数派の決定に「抵抗」を宣言したりするのは軽率、理由は、少数派にとってこそ規則は、弱者の保護のために重要であって、自らの利益のためには、細かすぎるほどに規則の厳守に留意すべきである、権力をもつ者は、規則にはずっとわずかにしか依存していないし、最悪の事態には、何が起こるべきかを指図しうるのである<sup>(29)</sup>。

v. クロッコウが、最後にたてる問いは、「ゲームの枠内における紛争の政治文化と親しくする難しさは、どこからくるのか」<sup>(30)</sup>、である。ヒンデンブルク症候群—政党—政治文化、これら3つのファクターが結び付いて、民主主義の

発展を妨げているメカニズムを、v. クロッコウは、あらためて次のように解明している。「この問いは、出発点に、官憲国家からの負の遺産にさかのぼる。というのは、官憲国家においては、正統な政治紛争はとくに存在しえないのである。にもかかわらず、異議を提起する者は、即座におそろしくも敵とされてしまう。どこまでも首尾一貫しているのは、異議の提起は、同時に個人的（人格的）なものとして、不敬罪、陰謀および大逆罪、神聖で不可侵であるすべてのものへの攻撃として処理されることである。このことは、耐え難いから、共同体、調和と牧歌的生活への憧憬、それゆえ改めて紛争に対する嫌悪が、そして、紛争を煽り立てる者は人間として非難されなければならないという観念が、育つ」<sup>(31)</sup>。

政治的なものと個人的（人格的）なものをつなぎ付けてしまうこと、政治的なものの中に個人的なものを持ちこむこと、政治の個人化・人格化—これがv. クロッコウによって発見されたヒンデンブルク症候群の核心である。

この病気が政党の意識と行動に与えている影響として、2つ挙げられている。第一に、自己を紛争の担い手として疑わしく、かつ人望のない存在にさせていること、第二に、政党が、「実際のままに政党として、正統な利益の争いにおける部分的集団として自己表象するのではなくて、基本価値または『民主主義者の共通性』に基づく超党派的独占代表権によって武装する魅力、相手を打ち倒すためにこん棒で武装するような魅力」、「とくに、真の憲法委託の擁護者に自己を様式化する魅力」にとりつかれていること、である<sup>(32)</sup>。

第二の症状こそ問題と考えているv. クロッコウは、政党と政治文化を民主主義の発展の方向へ救い出す処方をもとめて、この論稿を締めくくる。

「紛争を、隠蔽して、隠蔽することによって汚染するのではなくて、冷静に決着させることを学ぶことが、われわれの負の遺産を克服して、自由を確保する政治文化を発展させるためには、重要であるといえるのではないか。それができれば、われわれはもちろん、政党も政治紛争にとって欠かせない組織形態として理解するよう、学ぶに違いない。そして政党自身、そのように、他のよう

にではなく、自己理解をするに違いない」<sup>(33)</sup>。

正統な政治的紛争＝見解と利害の争いを正面から認知して、その解決を、開かれた政治過程の中で議会と政党がおこなえるようにしてはじめて、自由と民主主義の名に値する政治システムを築くことができるが、そのためには、立憲君主制時代からの負の遺産の除去が必要—これが、BRDが民主主義のさらなる発展のための課題とされている。

#### 4. 市民意思と政治

I. フェッチャーは、「市民意思の台頭—プレビシットと参加の間で」と題する論稿の中で、政党と市民・住民の間に生じている齟齬を民主主義の観点からその問題点と解決の方向を探ろうとする。

I. フェッチャーは、原子力発電施設、高速道路建設、アウトバーンにおける速度制限など多くの問題に関する紛争状況を分析して、政党と住民・市民の対立に着目して民主主義のあり方としての問題性を指摘している。

彼の想定している民主主義は、以下の通りである。

民主主義にあって特徴的であるべきものとされる、「下から上への」政治的意思形成の過程は、—われわれの基本法によれば—とりわけ（したがって決して排除的ではないが）政党によって特色づけられる<sup>(34)</sup>。それに関して、政治社会学によって仮定されるのは、政党内部で、特に2大国民政党内部で継続的に意見形成と意見変更が行われて、それによって、さまざまな大きなグループ利益の均衡と合意が実現される、ということである<sup>(35)</sup>。そのような過程が事実において行われ、新しい問題と利益に対して「開かれて」いる程度においてのみ、一方で、政府と議会、他方で、政府と住民の間に生き生きとした関連が保障される。民主主義は、たんに、規則的に行われる選挙と競争しあう政党（政治家チーム）の存在においてのみ表現されるのではない。たとえそれらによって、民主主義の機能上の能力の本質的前提といわれていても、である。政党は、それらを越えて、住民の課題、新しい問題、利益、懸念を取り上げ、政治的な指

図に転換させなければならないのである<sup>(36)</sup>。

I. フェッチャーは、さまざまな市民イニシアティブや住民運動の経過に現れた諸現象を、この民主主義観に照らして問題点を洗い出していく。

まず第一に、住民の提起する問題を既存の政党が取り上げない場合、あるいは不十分な取り上げ方しかなかった場合である。場合によっては、「政治的意思形成」にも参加する市民イニシアティブや市民や自発的な結合・行動形態が起こされている。既存政党がつねにこの「芽」を拾い上げないときには、多くの市民の「政党民主主義」からの離反か、新しい政党が（例えば緑の党）生じて、この空隙を満たす、第二に、既存政党の代表者たちが、そのような動きを、「非民主主義的」とか、「憲法違反」と勘違いする傾向。I. フェッチャーによれば、それらの動きは、既存政党の欠陥と政治システムの適応能力を指摘しているに過ぎない、第三に、マスメディアによる批判への政治家たちの反応である。少なからぬボンの議員たちが、住民からの遊離を批判されて、反応する様子は、不愉快にも政府・議会の牧歌的生活を妨害されたと思っているようだ、揶揄されている。第四に、マスメディアの問題である。住民のさまざまな部分からの課題、懸念、批判、反対を十分にはっきりと伝えることを怠っている。この不足をふさいで、世間の覚醒に役立とうと多くの抗議形態が発生した<sup>(37)</sup>。

これに関連して、少し前に連邦憲法裁判所が、ふたたび示威行進の権利の高度に民主主義的意義を強調した。この判決は、行政法上の制限に厳格な基準を課して、計画された示威行進に暴力行為が生ずる恐れがある、というたんなる推定は、将来、禁止理由として援用が許されなくなった<sup>(38)</sup>。

このように政党と住民運動との齟齬の有り様をまとめたI. フェッチャーは、「既成政党の不十分な解放性と土台に拘束されていないことが、本質的には市民イニシアティブや抗議運動の発生に寄与したのではないかと、既成政党が、市民の提起しているさまざまな要求を吸収しえていないことを指摘している<sup>(39)</sup>。

おわりに

v. クロッコウは2つの論稿で、政党の必要性、および政党と政治文化を、原理的に、そして歴史的に解明していたが、そのキーワードは紛争であった。前稿では、紛争をキーワードとしてK. ヘッセの憲法論を貫く1つの道筋を明らかにした。見解と利益の多様性を調整するのが政治の本質的な役割だとすれば、BRDにおいては、政治において、なお非政治的なものがその役割を妨げていることになる。いいかえれば、政治の平面に、社会の平面に留まるべきものが混入させられていることである。これは、さまざまな形態をまとってきた権威主義の培養基であった、といえそうである。社会的なもののうち、個人的・人格的なものが、なぜ権威主義を支えるファクターになりうるのか、なお検討が必要だと思われる。少なくとも、政治の内部に個人的・人格的なものが引き込まれている限り、社会の中に政治が入り込んでいるのもあるから、社会の平面はそのものとしては自立的には成立していないことになる。

この意味で歴史上、政治と社会が分離したことがない、という点では、わが国との共通点を示す標識といえるのではないだろうか。国民と国家を媒介するものとしての政党のあり方を解明するうえで、v. クロッコウが提起した観点は、多くの示唆を与えてくれそうである。

注

(1) Vgl., Peter Losche, Über das Geld in der Politik, in: Christian Graf von Krockow/ Peter Losche (Hrsg), Parteien in der Krise, 1986, S. 84

(2) Vgl., P. Lösche, a. a. O., S. 84f.

(3) Vgl., P. Lösche, a. a. O., S. 86f.

(4) Vgl., P. Lösche, a. a. O., S. 87.

(5) Vgl., P. Lösche, a. a. O., S. 88.

(6) Vgl., P. Lösche, a. a. O., S. 88.

(7) P. Lösche, a. a. O., S. 90.

(8) P. Lösche, a. a. O., S. 90.

- ( 9) Vgl., P. Lösche, a. a. O., S. 90f.
- (10) Vgl., P. Lösche, a. a. O., S. 91.
- (11) Vgl., Christian Graf von Krockow, Wozu brauchen wir eigentlich Parteien?, in : Christian Graf von Krockow/Peter Lösche (Hrsg), Parteien in der Krise, S. 11
- (12) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 15.
- (13) v. Krockow, a. a. O., S. 12
- (14) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 12.
- (15) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 16.
- (16) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 17.
- (17) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 17.
- (18) Vgl., v. KROCKOW, a. a. O., S. 18.
- (19) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 19.
- (20) Vgl., v. Krockow, Die Parteien und die politische Kultur des Konflikts, in : Cristian Graf von Krockow/Peter Lösche (Hrsg), Parteien in der Krise, S. 49.
- (21) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 49.
- (22) v. Krockow, a. a. O., S. 49.
- (23) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 49.
- (24) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 50.
- (25) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 50f.
- (26) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 51.
- (27) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 51.
- (28) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 51.
- (29) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 52.
- (30) v. Krockow, a. a. O., S. 53f.
- (31) v. Krockow, a. a. O., S. 55.
- (32) Vgl., v. Krockow, a. a. O., S. 57.
- (33) v. Krockow, a. a. O., S. 58.
- (34) Vgl., Iring Fetscher, Der Aufstand des Bürgerwillens-Zwischen Plebiszit und Partizipation, in : Christian Graf von Krockow/Peter Lösche (Hrsg), Parteien in der Krise, S. 155
- (35) Vgl., I. Fetscher, a. a. O., S. 155.
- (36) Vgl., I. Fetscher, a. a. O., S. 155f.
- (37) Vgl., I. Fetscher, a. a. O., S. 156.
- (38) Vgl., I. Fetscher, a. a. O., S. 156f
- (39) Vgl., I. Fetscher, a. a. O., S. 157